

平成25年度「均等・両立推進企業表彰」ファミリー・フレンドリー企業部門福井労働局長優良賞

揚原織物工業株式会社

所在地: 鯖江市、業種: 織物製造業、従業員数: 120名(うち女性62名)

法を上回る制度と働き続けやすい企業風土づくりで 従業員の仕事と家庭の両立をバックアップ！

- 1 介護休業と介護短時間勤務を併せて通算186日間取得可能(法定は93日間)。
- 2 育児短時間勤務を利用しても、給与減額なし。
- 3 介護休業のうち93日間については、特別手当を支給。
- 4 労働組合と連携して、両立支援に関する社員の要望をくみ上げている。

○取組概要

1 育児・介護休業法を上回る制度の内容、利用状況(平成22～24年度の利用者総数)

- (1) 育児休業
男性：1名(班長職)
女性：3名(取得率100%)
- (2) 育児のための所定外免除制度
小学校就学の始期に達するまで利用できる。
- (3) 育児のための短時間勤務制度
制度を利用しても給与の減額を行わない。利用者：女性4名
- (4) 介護休業
介護短時間勤務と併せて186日取得できる。
取得した介護休業のうち、93日間については、社会保険、雇用保険料等の労働者負担相当額を、手当として支給。
- (5) 昇給決定、退職金の算定にあたり、休業期間は出勤したものとみなしている。

2 残業、年次有給休暇取得の状況(平成24年実績)

- (1) 従業員1人当たりの年間法定時間外労働：5.8時間
- (2) 年次有給休暇取得率：67.8%

3 仕事と家庭を両立しやすい社内環境づくり

- (1) 育児休業取得者が生じても、現員で対応できるように、多能工化を進めている。
- (2) 毎月開催している労使協議会を社内制度の周知の場として活用。同協議会で収集した意見・要望を取り入れ、社内環境整備に努めている。
- (3) 管理職に対して、社内の両立支援制度及び会社が社員の両立を支援する必要性について研修している。
- (4) 社内の両立支援制度及び利用方法について、対象者へ個別にその都度説明している。
- (5) 復帰2週間前から慣らし出社を可能とし、円滑な職場復帰に努めている。
- (6) 失効年次有給休暇の積立制度(最大20日間)。育児・介護のため利用可能。利用実績も有り。
- (7) 年次有給休暇算定にあたっての要出勤率を70%としている(法定80%)。計画付与の取組も実施している。

4 次世代育成支援のための取組

次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク(くるみん)を、2013年に取得している。